■Article（vol.22）■……

税理士研修制度－財団提案の「日税研通信ゼミ」について－

日税研専務理事　坂田純一

……

日本税理士会連合会（以下「日税連」という）機関紙『税理士界』９月号（１２４８号７頁）に、林眞義研修部長の会務報告「日税連の行う研修事業と平成１９年度研修実績」が掲載されている。その稿の中に、「研修細則（準則）の改正」の記載がある。このことにつき財団への問い合わせもあることから、また本テーマをご理解いただく必要性に鑑み、改めて、次にその全文を転載する。

「財団法人日本税務研究センターから、書物等を読了後、書物に関する内容をレポートにまとめたうえ提出し、このレポートがある一定の基準に達している場合は研修を受講したものとみなす『日税研通信ゼミ』の提案を受けた。これまで、細則にも規定しているとおり研修は会場に集合し一同で研修を行う会場参加方式を原則として考えてきた。しかし、今回の提案にあるような新たな研修形態は、研修が各人の資質の向上という目的から鑑みても、研修の趣旨に合致しており、このような形態も含め広く認めていくため、研修細則の変更案作成について着手しているところである。（林眞義部長）」

税理士の研修に関しては、平成13年の税理士法改正において、「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない（税理士法39条の2）。」とする、いわゆる努力義務規定が明記されている。この改正では、さらに、研修体制の整備・充実等を図る目的から、税理士会及び日本税理士会連合会の規定にもそれぞれ会則において会員の研修に関する規定を定めなければならない（税理士法49条の2②六、49条の14①五）。」ことも規定されている。創設の趣旨としては、高度化・複雑化した経済社会における時代の要請は、税理士に対しより一層の資質の向上を要求しており、このことは、納税者等のニーズに資するとともに信頼される税理士制度の確立にもつながることになる。まさに、税理士の日々の研鑽は、職業専門家としての職責であるともいえよう。

今を遡ること昭和３８年の税制調査会では、既に「税理士の場合は、その業務の対象たる税務がひろく国民の財産権に関する重大な問題であるうえに、もろもろの税法が社会経済事情の進展に応じて毎年のごとく相当の改正を加えられるという特色をもっているので、いったん税理士の資格を取得した後においても、いつまでもその当時の知識経験のみをもってしては、業務の円滑適切な運営を期待することはできず、たえず現時点に即応する知識を具備していく必要がある。」とする答申を公表していたことを紹介しておく。

次に、「日税研通信ゼミ」の概要を下記に記載する。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

（趣旨・理由）

財団として、日税連に提案した「日税研通信ゼミ」の創設の趣旨・理由は、次のように述べている。

一　税理士の資質の向上の重要性について

社会経済が多様化する今日、複雑多岐かつ難解な租税法規のもとで、納税者が自らの権利を行使することは容易でなく、租税に関する法令の解釈、適用という法律的判断を税理士に委ねる傾向は、ますます顕著になっております。

もともと職業専門家とされる税理士は、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという社会公共的使命を有しており、税務に関する専門家として、常に自己研鑽に励み、もって納税義務者の信頼にこたえ、誠実にその職務を行なわなければなりません。

平成１３年の税理士法改正では、「税理士業務の社会・公共的重要性に鑑み、高度情報化や納税者ニーズの多様化に対応できるよう『税務に関する専門家』としての能力の維持向上を図ることは時代の要請である」との日本税理士会連合会の改正要望を受け、税理士法39条の2に「研修の努力義務規定」が創設されました。改正に際し、国会の付帯決議において「受講率の向上」が明記されており、税理士の資質の向上という時代の要請実現のためには、税理士会等が行なう研修内容の質的、量的の充実した施策が不可欠となっております。

ところで、税理士の研修に対する日本税理士会連合会研修部の「基本的考え方」は、「税理士会『研修細則』に関する運用指針」にも記載されている如く、本来、個々の税理士が資格取得などにより既に習得している能力を維持するとともに、経済社会の発展や税制の変化に対応できる能力を開発してゆくことにあると思われます。

二　税理士会の研修事業について

日本税理士会連合会では、改正税理士法に対応すべく、「準則７条」において、「税理士会員は、第２条各号に規定する研修を一事業年度に合わせて３６時間以上受講するように努めなければならない。」とした努力義務規定を置いております。今日、強制入会制維持の方針を発信している日本税理士会連合会並びに各単位税理士会は、その根拠の一つとして主張している「研修」について税理士法や会員の研修に関する諸規程の創設趣旨を踏まえた執行を円滑かつ積極的に行わなければならないといえます。

しかし、上述の「基本的考え方」からすれば、現在、執行されている「研修会への参加」＝「実績の検証」という厳格な実施方法は、税理士としての能力の維持・開発を検証する相当程度の評価基準であっても、完全な基準とはなりえない

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

ものとも思われます。

さらに、会場参加方式の代替措置として、準則５条（研修の形態）では、特に、マルチメディア方式の定めとして「研修は、会場参加方式又はマルチメディア方式を利用する方式（インターネット配信又はビデオテープ若しくはＣＤ－ＲＯＭ等を媒体とする方式）等形態を問わないものとする。」ともしておりますが、この方式の場合、研修事績に関する「事実確認・検証」は未だ整備されていない状態ともいえます。このようなことからして、税理士一人一人の研修受講時間の目標達成のためには、会員の利便性を考慮した様々な研修方法を用意すべきであろうと考えられるところです。すなわち、全国の税理士の研修受講（目標時間）の達成に寄与する新しいシステムの構築こそ、日本税理士会連合会並びに単位税理士会の喫緊の重要課題であると思料いたします。

三　税理士及び税理士会の研修の多様化について

昨今、カネボウやライブドアの粉飾決算事件、日興コーディアルグループの不正会計問題など公認会計士監査をめぐる不適正な事例により社会的信頼を失墜したといわれている公認会計士については、既に、内閣府令で、原則として、一事業年度４０時間以上の研修の受講が義務付けられております。なお、日本公認会計士協会の研修事績報告によれば、会員の受講時間達成率は95%を越えていると公表されています。これは、日本公認会計士協会が認める研修の形態が必ずしも会場参加方式にこだわらず、マルチメディア利用・機関紙「ＪＩＣＰＡジャーナル」による指定記事の学習、さらには自己研鑽によるレポート提出など多様な研修システムが用意されているからとも思われます。

一方、税理士の研修は、税理士法上は努力義務規定とされておりますが、将来的には、高度の国家資格者として公認会計士のそれと同様に義務規定にすべきだとの意見があります。しかし、当財団が収集した資料（各税理士会より報告されたこれまでの研修実施の事績）をみる限り、地域事情が異なるとはいえ、全国すべての税理士を対象とし、原則、会場参加方式としているため、場所的・時間的制約から受講率向上には相当の隘路があることも現実となっております。

したがって、「研修の形態」については、会場参加方式・マルチメディア方式以外の方式をそろそろ検討する時期にあると思料いたします。そもそも専門家たる税理士に求められる能力維持とは、自己研鑽により保持・向上させるべきであり、税理士自らが税法、税理士法、会計学、経済学等の領域科目を学習した場合も、本来、研修時間として認められるべきだといえます。ただし、この場合、自己申請に基づく研鑽を確認するシステムも構築せず、無制限にそれを研修実績として認めることは、税理士研修制度の質に対する社会の要請に応えられないことも明らかです。

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

そこで、今回の当財団の提案は、これまで永年実施してきた会場参加方式の「日税研実務ゼミ」に加え、自己研鑽を新たな制度的仕組みとして構築したものとなっております。この「日税研通信ゼミ」は、税理士にとって、本来あるべき自己研鑽を推奨するとともに、税理士会の研修制度を多様化させ発展させるものに寄与できるものと確信しております。このような「日税研通信ゼミ」は、特に、会場参加方式に出席しにくい遠隔地の税理士に相当配慮したものとして、その利便性に対する期待が高まることになるのではないかと思われます。

〈「日税研通信ゼミ」の具体的方策について〉

「日税研通信ゼミ」は、当財団が隔月発行している機関誌「税研（特集記事など指定記事を対象）」と「税務事例研究」、そして「日税研論集」を利用した制度となっている。特に、機関誌「税研」に掲載されている各種記事等は、瑣末な知識の断片的習得などに陥らず、税理士会が「研修」として期待する内容に十分耐えうるものであり、一定レベル以上の水準を保った「自己研修」に相応しいものと思料している。また、「税務事例研究」も税務調査で争点となる事柄などを中心に解説しており、税理士にとって信頼できる実務書、また理論書としてこれまで評価されている。

「一定の水準で組織的に確認でき信頼できるシステム」として想定しているスキームの概要は、たとえば①過去１ヵ年ないし２ヵ年以内に発行された「税研」又は「税務事例研究」を教材とする、②読後、成果として「レポート（Ａ４版：最少１０００字以上最大２０００字以内）」を作成し、当財団内に設ける大学・大学院における教員若しくは教員経験者を委員長とする「通信ゼミ検証委員会（仮称）」宛て送付（郵送）する、③「通信ゼミ検証委員会（仮称）」は税理士から送付された当該レポートが研修の認定に相応しい内容であるかどうかを審査する、④研修の認定として相応しいと判断したものについては当該レポート提出会員に「研修受講認定書」を、当該提出会員の所属税理士会には「研修受講認定報告書」をそれぞれ当財団到達月の翌月末に、それぞれ送付する、⑤「研修受講認定報告書」を受領した税理士会は、該当税理士に対し3時間の研修受講時間を認める、というスキームを考えている。

「日税研通信ゼミ」による認定時間を3時間と提案した理由は、①レポート作成のために必要とする「税研」「税務事例研究」及び「日税研論集」のレベルは学術的にもレベルが高いものであり、それを理解するために要する時間は相当必要であること、②結果、最大とはいえ2000字以内（最小１０００字以上）のレポートを作成するために要する時間も相当費やすこと、などが挙げられる。

なお、このスキームに要する税理士の経済的負担は、レポート審査料（実費相当として１，５００円程度）、書籍購入費、郵送費などが必要となるが、現在、す

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。

べての税理士会支部が財団の支援会員となっていただくようお願いしているところであり、そのことが実現すれば、資料は支部で閲覧できることとなる。

以　上

※掲載記事の無断転用、転載はお断りいたします。